

事務連絡
令和5年3月31日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(一社) 不動産協会 御中
(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 全国住宅産業協会
(公財) 不動産流通推進センター

国土交通省不動産・建設経済局
不動産業課不動産業指導室

個人データ漏えいに係る対応について（依頼）

個人情報保護法第26条第1項に基づく個人データの漏えい等の報告のうち、施行規則第7条第3号に規定する「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」として、不正アクセスにより個人データが漏えいした場合やランサムウェア等により個人データが暗号化され復元できなくなった場合等のサイバー攻撃・サイバー犯罪によるものの報告を行った場合には、免許行政庁へのご報告に合わせ、警察へ通報・相談いただくとともに、独立行政法人情報処理推進機構のコンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出に御協力いただきますようお願い申し上げます。

警察への通報・ご相談窓口及び届出制度の詳細につきましては、個人情報保護委員会にて、別添リーフレット等が作成されております。

つきましては、会員企業に対して別添リーフレットを配布していただき、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

以上